

ハローワークからのお知らせ

育児休業給付・介護休業給付がわかりました。

平成17年4月1日(施行日)より

育児休業給付関係

育児休業給付の支給対象となる期間の延長

保育所における保育の実施が行われないなどの理由により子が1歳に達する日以後の期間についても育児休業を取得する場合、1歳6ヶ月に満たない子を養育するための休業期間についても育児休業給付の支給対象となります。

期間雇用者への育児休業給付の適用

期間雇用者も育児休業の取得が可能となったことに伴い、このうち一定の要件をみたま方が育児休業給付の対象となります。

育児休業給付の支給額の算定方法の変更

育児休業の終了日の属する支給対象期間についての支給額の算定方法が変更されます。

介護休業給付関係

介護休業給付金の複数回支給

同一家族に係る介護休業を複数回取得できる場合については、一定の条件でその休業期間について、介護休業給付金の支給が行われるようになりました。

期間雇用者への介護給付の適用

期間雇用者も介護給付の取得が可能となったことに伴い、このうち一定の要件をみたま方が介護休業給付の支給対象となります。

介護休業給付金の支給額算定方法の変更

介護休業の終了日の属する支給対象期間についての支給額の算定方法が変更されます。

お問い合わせ等は **ハローワーク日立 (21)6441**

雇用保険課

新規学校卒業者対象求人申込み等の手続きは、下記のとおりです。

事項	学校				
	中学校	高等学校	職業能力開発校 (産業技術専門学校)	大学・短大・高专・ 専修学校	
求人申込み・ 求人連絡等	求人票	中卒用求人票	高卒用求人票	学院用求人票 (他県へは一般求人票)	大卒用求人票
	求人申込開始時期	6月20日以降		1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	3月1日以降
	申込先	求人者管轄ハローワーク		各産業技術専門学校 (他県へはハローワークへ)	ハローワーク及び各大学
	作成要領	職種別を作成			職種別を作成
	提出部数	1部	1部	1部	1部
	求人連絡	7月1日以降 各ハローワークが行う	7月1日以降 各事業所が連絡する	6月20日以降 (他県へはハローワークが)	4月1日以降 各ハローワークが行う
推薦(紹介)	1月1日以降 各ハローワークが行う	9月5日以降 応募書類を学校から企業に 送付	1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	7月1日以降 各校にて自主的決定	
応募書類	全国統一応募書類 上記以外の求人者独自の用紙は、一切認められません。	全国統一応募書類	学院用応募書類	各大学の所定の様式市販履歴書及び大学等証明書	
選考開始日	1月1日以降	9月16日以降	1年過程は高校に準ずる 2年過程は大学に準ずる	採用内定は10月1日以降	
採否通知	選考後はできるだけ速やかに採否を決定				
	採否結果通知書は、事業所管轄安定所及び求職者の管轄安定所へ送付、不採用者の応募書類は、求職者の管轄安定所へ送付する。	採否結果の通知は、学校及び受験生に各1通作成し、学校へ送付、不採用の場合は、その理由を具体的に明記し応募書類とともに学校に送付する。			

高卒用求人についてはフロッピーによる求人受理も可

(<http://job.koukou.gakusei.go.jp>)にアクセスし、求人データの入力フォームをダウンロードして使用)